



下田地区消防組合監査告示第1号

下田地区消防組合監査基準を次のように定める。

令和2年3月27日

下田地区消防組合
下田地区消防組合

監査委員 鈴木
監査委員 加藤

貞雄
東会監査
監査告示第1号

下田地区消防組合監査告示第1号

下田地区消防組合監査基準

(趣旨)

第1条 この監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の規定に基づき、監査委員による監査、検査及び審査の実施、報告等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 本基準については、下田市監査基準（平成28年告示第4号）の例による。

(委任)

第3条 本基準の運用に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。